



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年5月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成22年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人きぼうのにじ
- 3 代表者の氏名  
中 村 博 保
- 4 主たる事務所の所在地  
木曾郡木曾町福島1921番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、意欲ある地域住民が主体的・積極的に様々な地域福祉や環境問題などにおける課題に取り組み、問題解決を図っていくための仕組みを構築し、地域公共サービスの維持・向上を図り、多様化する住民ニーズに対してきめ細かく対応しながら、安心して生活できる支え合いの基盤を整備することで、更なる地域の活性化を目指し、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ諏訪店  
諏訪市沖田町4-40-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社井口  
諏訪郡下諏訪町6082-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社ニトリ  
北海道札幌市手稲区新発寒六条1-5-80
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年12月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,511平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 65台
  - (2) 駐輪場の収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の面積 85.1平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 36.9立方メートル  
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
午前9時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2か所  
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成22年4月30日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成22年5月20日から平成22年9月21日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
武石ショッピングセンター  
上田市武石沖204-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社武石ショッピングセンター  
上田市武石沖204-1
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社武石ショッピングセンター	小坂英雄	上田市武石沖鳥羽204-1
小宮山昭臣	—	上田市武石下武石1284-1
山田武重	—	上田市武石下武石659
小坂英雄	—	上田市武石下本入442-1
小坂博美	—	上田市武石下本入442-1

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社武石ショッピングセンター	小坂英雄	上田市武石沖鳥羽204-1
小宮山昭臣	—	上田市武石下武石1284-1
山田武重	—	上田市武石下武石659
小坂英雄	—	上田市武石下本入442-1
小坂博美	—	上田市武石下本入442-1

4 変更した年月日

平成20年8月21日

5 届出年月日

平成22年4月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月20日から平成22年9月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようと

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
諏訪ステーションパーク1  
諏訪市沖田町13-6 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社OPA  
東京都江東区東陽2-2-20
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名  
(変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住所
株式会社ライトオン	藤原正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社モンベル	辰野勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
株式会社エイデン	岡崎昇一	名古屋市中村区名駅4-22-21
株式会社チヨダ	舟橋政男	東京都杉並区成田東4-39-8
株式会社タカラトミー	富山幹太郎	東京都葛飾区立石7-9-10
有限会社稲垣	稲垣博司	伊那市伊那5237-1
有限会社ボコジャン	内藤文禄	山梨県甲府市国母5-8-1
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社フォーユー	今井里奈	茅野市中沖9-5
エルエイトレーディング株式会社	井上正憲	福岡県福岡市東区東浜1-13-32 九州産業ビル

(変更後)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住所
株式会社ライトオン	藤原正博	茨城県つくば市東新井37-1
株式会社モンベル	辰野勇	大阪府大阪市西区新井1-33-20
株式会社エイデン	岡崎昇一	名古屋市中村区名駅4-22-21
株式会社チヨダ	舟橋政男	東京都杉並区成田東4-39-8
株式会社タカラトミー	富山幹太郎	東京都葛飾区立石7-9-10
有限会社ボコジャン	内藤文禄	山梨県甲府市国母5-8-1
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
エルエイトレーディング株式会社	井上正憲	福岡県福岡市東区東浜1-13-32 九州産業ビル
株式会社フォーユー	今井里奈	茅野市中沖9-5
有限会社サボイ	秋山憲	山梨県甲府市荒川1-9-5

- 4 変更した年月日  
 有限会社稲垣 の退店 平成21年9月30日  
 有限会社サボイ の出店 平成22年4月2日
- 5 届出年月日  
 平成22年4月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観  
 光課
- 7 縦覧の期間  
 平成22年5月20日から平成22年9月21日まで
- 8 意見書の様式  
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
 付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観  
 光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 諏訪ステーションパーク2  
 茅野市中沖11-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
 株式会社OPA  
 東京都江東区東陽2-2-20
- 3 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
 (変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住 所
株式会社バロー	田 代 正 美	岐阜県恵那市大井町180-1
株式会社アルペン	水 野 泰 三	愛知県名古屋市中区名駅2-25-1
株式会社セキド	関 戸 正 実	東京都八王子市旭町11-8
株式会社マツモトキョシ甲信越販売	麻 田 正 義	岡谷市赤羽1-4-18
有限会社オートアスリート	横 田 英 俊	茅野市中沖9-7

(変更後)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住 所
株式会社バロー	田 代 正 美	岐阜県恵那市大井町180-1
株式会社アルペン	水 野 泰 三	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
株式会社セキド	関 戸 正 実	東京都八王子市旭町11-8
株式会社マツモトキョシ甲信越販売	麻 田 正 義	岡谷市赤羽1-4-18
有限会社オートアスリート	横 田 英 俊	茅野市中沖9-7

- 4 変更した年月日  
 平成19年9月1日
- 5 届出年月日  
 平成22年4月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観  
 光課
- 7 縦覧の期間  
 平成22年5月20日から平成22年9月21日まで
- 8 意見書の様式  
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日  
 付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観  
 光課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 昭栄諏訪ショッピングセンター  
 諏訪郡下諏訪町四王湖浜6133 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
 イオンリテール株式会社  
 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに  
代表者氏名

(変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
スナップス販売株式会社	本田進	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6
株式会社ニューステップ	高田覚司	東京都中央区新川1-22-15
株式会社さが美	石田敏彦	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11
株式会社ブルーグラス	木村保	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社笠原書店	笠原新太郎	岡谷市塚間町2-1-5
有限会社フレール	宮坂一	諏訪郡下諏訪町中央通り218
有限会社白牡丹	藤森照夫	諏訪市諏訪1-5-19

(変更後)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社ジーフット	服部博幸	愛知県名古屋市中千種区今池3-4-10
株式会社さが美	小野山晴夫	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11
株式会社ブルーグラス	木村保	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6
株式会社笠原書店	笠原新太郎	岡谷市塚間町2-1-5
有限会社フレール	宮坂一	諏訪郡下諏訪町中央通り218
有限会社白牡丹	藤森照夫	諏訪市諏訪1-5-19

4 変更した年月日

スナップス販売株式会社の退店 平成19年9月20日  
株式会社さが美の代表者の変更 平成20年3月6日  
会社分割によるイオン株式会社からイオンリテール株式会社への変更 平成20年8月21日  
会社合併による株式会社ニューステップから株式会社ジーフットへの変更 平成21年2月21日  
株式会社ブルーグラスの住所の変更 平成21年5月27日

5 届出年月日

平成22年4月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月20日から平成22年9月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長電ショッピングプラザ  
須坂市馬場町1288

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社  
長野市権堂町2201

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住所
イオン株式会社	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
ジャスフオート株式会社	本田進	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	村井正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

会社分割によるイオン株式会社からイオンリテール株式会社への変更 平成20年8月21日  
ジャスフオート株式会社の退店 平成21年2月20日

5 届出年月日

平成22年4月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月20日から平成22年9月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ小諸店  
小諸市相生町2-88-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社ツルヤ  
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

- 4 変更する年月日  
平成22年5月9日
- 5 届出年月日  
平成22年4月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成22年5月20日から平成22年9月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
小松屋プラザツルヤ中込原店  
佐久市大字中込3211-5 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社小松屋  
佐久市大字中込3212-1
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内 午前8時	午後8時
株式会社ローヤルカラー	午前9時30分	午後8時	午前9時30分	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内 午前7時30分～午後8時30分

- 4 変更する年月日  
平成22年5月9日
- 5 届出年月日  
平成22年4月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成22年5月20日から平成22年9月21日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

臼田ショッピングセンター

佐久市大字臼田字伊勢宮2254 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内	午後8時
有限会社いで生花	午前8時		午前8時	
株式会社しまむら	午前10時	午後7時	午前10時	午後7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内
午前7時30分～午後8時30分	午前7時30分～午後8時30分

4 変更する年月日

平成22年5月9日

5 届出年月日

平成22年4月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年5月20日から平成22年9月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤかろうショッピングパーク

東御市大字和3179-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、年間5日以内	午後8時	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、年間5日以内	午後8時
	午前8時		午前8時	
有限会社フラワーショップ花季	午前9時30分	午後8時	午前9時30分	午後8時
有限会社クリーニングいけだ				
株式会社キタムラ				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時～午後8時30分 但し、年間5日以内	午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内
午前7時30分～午後8時30分	午前7時30分～午後8時30分

- 4 変更する年月日  
平成22年5月9日
- 5 届出年月日  
平成22年4月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成22年5月20日から平成22年9月21日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可しました。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 組合の名称  
塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成7年2月8日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区  
塩尻市大字広丘野村字渋池の全部並びに字野村、字山ノ神、字宮畑、字八幡、字原口、字角前及び字金塚の一部
- 4 事務所の所在地  
塩尻市大字広丘原新田215番地12  
塩尻市農業協同組合広丘支所内
- 5 設立認可の年月日  
平成7年2月8日
- 6 変更認可の年月日  
平成22年5月12日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅野都市計画地区計画 中大塩地区地区計画
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年5月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
茅野都市計画地域地区(用途地域)
- 2 縦覧場所  
長野県建設部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

公告

近く執行される予定の参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催します。

平成22年5月20日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県庁西庁舎301号会議室
- 2 日時 平成22年6月2日(水) 午後1時30分

選挙管理委員会